

女性活躍推進法第21条に基づく女性の職業選択 に資する情報（令和6年度）

1. 公表日

令和7年7月30日

2. 公表根拠

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第21条

3. 情報の公表

（1）その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績（女性活躍推進内閣府令第6条第1項1号）

①採用した職員に占める女性職員の割合（％）

（女性活躍推進内閣府令第6条第1項第1号イ関係）

職員のまとまり	数値
行政職	64.7%

②管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

（女性活躍推進内閣府令第6条第1項第1号二関係）

管理職の女性の割合
26.1%

③各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

（女性活躍推進内閣府令第6条第1項第1号ホ関係）

各役職段階の職員の女性割合（％）			
係長相当職	課長相当職	次長相当職	部長相当職
33.0%	22.2%	35.7%	36.4%

④職員の給与の男女の差異

（女性活躍推進内閣府令第6条第1項第1号ト関係）

※職員の給与の男女差異については下記のページをご参照ください。

<https://www.city.ginowan.lg.jp/soshiki/somu/5/1/2/2/13397.html>

**（２）その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備
に関する実績（女性活躍推進内閣府令第６条第１項２号）**

①職員の年次休暇等の取得日数の状況

（女性活躍推進内閣府令第６条第１項第２号へ関係）

年次有給休暇の平均取得日数
平均15.4日

※女性活躍推進内閣府令とは、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令を指す。